

山鹿植木広域行政事務組合同規約の一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、山鹿植木広域行政事務組合同規約（昭和50年3月29日熊本県指令地第218号）の一部を次のとおり変更する。

熊本市長 大 西 一 史

山鹿植木広域行政事務組合同規約の一部を変更する規約

山鹿植木広域行政事務組合同規約（昭和50年3月29日熊本県指令地第218号）の一部を次のように変更する。

第5条第1項中「10人」を「6人」に、「6人」を「3人」に、「4人」を「3人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、熊本県知事の許可のあった日から施行する。

（組合議員の定数に関する経過措置）

2 この規約による変更後の第5条第1項の規定にかかわらず、この規約の施行の際現に在任している組合議員の任期中に限り、その組合議員の数をもって組合議員の定数とする。ただし、組合議員に欠員が生じたときは、これに応じて、その定数は、同項に規定する定数に至るまで減少するものとする。

（提出理由）

山鹿植木広域行政事務組合同規約の一部を変更するため、地方自治法第290条の

規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。